

「子ども・子育て新システム」の安易な導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書

我が国では、少子化が急激に進行する中、安心して子供を産み育てる環境整備が求められており、特に、待機児童対策を含む保育制度の充実は喫緊の課題となっている。

今国会において成立した地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の中で、児童福祉法第45条に規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について、配置する従業員及びその員数並びに居室等の床面積に関する基準を都道府県が条例で定めなければならないと改定されている。

また、昨年6月の少子化社会対策会議において決定された「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、児童福祉法第24条に規定する現行の市町村への申し込みにかえて利用者と事業者が直接契約する公的保育契約制度や、指定事業者が保育サービスを提供する指定制の導入がうたわれており、平成25年度からの施行を目指すとしている。

ところで、保育所・児童入所施設の最低基準は、子供が健康で安心して生活ができる保育を受けられる最低限を保障するものであり、保育の充実を図るために社会の変化に応じた最低基準を引き続き確保していく必要がある。

さらに、市場原理を優先した公的保育契約制度や指定制の導入は、地域格差や家庭の経済状況による格差を生じかねず、子供たちが平等に保育を受ける権利が保障されるためにも国と地方自治体の公的責任は重いものである。

よって、国におかれでは、全国どこでも健やかで、ひとしく保育サービスの提供が受けられるよう、今後の保育制度改革を実施するに当たっては、下記の事項について最大限配慮されるよう強く要請する。

記

- 1 保育所・児童入所施設の最低基準の廃止や引き下げは行わず、抜本的に改善すること。
- 2 児童福祉法第24条に基づく現行保育制度を堅持、拡充し、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく公的保育契約制度や指定制の導入を行わないこと。
- 3 待機児童解消に向け、市町村に対し必要な支援と財政措置を行うとともに、保育所、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
- 4 市町村の財政力により保育に格差を生じさせる民間保育所運営費の一般財源化を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月14日

沖縄県議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
少子化対策担当大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

あて